

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	美唄市コミュニティー消防センター使用許可の取消し等	
根拠法令(例規)及び条項	美唄市コミュニティー消防センター設置条例第 6 条	
法令(例規)番号		
関 係 条 項	同条例第 3 条・第 4 条	
所 管 課 係 名	総務課消防係	
処 分 基 準	基 準	<p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第 6 条 市長は、次の各号の一に該当するときは、その使用条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用許可を取消することができる。この場合において、使用者に損害を及ぼすことがあっても、市長はその賠償の責を負わない。</p> <p>(1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 使用許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) その他特別な理由が生じ市長が必要と認めたとき。</p>
	処分基準の未設定理由	<p>㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	意見陳述の手続一弁明の機会の付与又は省略	

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	手数料の徴収
根拠法令(例規)及び条項	美唄市消防手数料徴収条例第 5 条
法令(例規)番号	平成 11 年 12 月 17 日条例第 31 号
関 係 条 項	同条例第 2 条～第 3 条、第 5 条
所 管 課 係 名	総務課庶務係
処 分 基 準	<p>(手数料の額)</p> <p>第 3 条 手数料の額は、次に掲げる別表のとおりとする。</p> <p>(1) 危険物に関する手数料 別表第 1 [別表第 1]</p> <p>(2) 指定数量未満の危険物に関する手数料 別表第 2 [別表第 2]</p> <p>(3) その他の手数料 別表第 3 [別表第 3]</p> <p>※別表については本個票において省略する。</p>
	<p>処分基準の未設定理由</p> <p>㊦：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	